

圏域全体で都市機能を維持・向上するための 新たな都市間連携について

【担当省庁】 内閣官房、内閣府、総務省、経済産業省、国土交通省

一都市集中ではなく、相互に役割をシェア・補完する新たな 都市間連携の仕組みの創設

◆ 人口減少に歯止めをかけるためには、人口 5 万人以下の市区町村が全体の 7 割を占める我が国の現状を踏まえれば、政令指定都市や中核市を拠点にした地方中枢拠点都市圏のように、地方に「ミニ東京」を創るような施策だけでは不十分である。

このため、京都府では、人口 5 万人程度の市町村が連携し、一都市集中ではなく、ICT・交通ネットワークにより互いの役割をシェア・補完しながら、圏域として都市機能・生活水準の向上を図り、30 万人程度の人口維持を目指す「地方創生圏（仮称）」を構想しており、この圏域に対し、以下の措置を講じていただきたい。

1 自治体間の合意形成による連携「地方創生圏（仮称）」の仕組みの創設

- 人口減少が見込まれる自治体間で互いの役割をシェア・補完する「連携協約」を締結、「地方創生圏（仮称）」を形成

2 圏域の自治体を実施する施策への支援制度の創設

- 連携協約に基づき、公共施設の広域的機能強化、交通ネットワークの構築など、都市機能や生活水準の向上に資する施策を実施する場合などに活用できる交付金
- 連携協約に基づく地域再生を総合的に支援する地方債（過疎債に準じた充当率、交付税措置）
- 地方中枢拠点都市圏に準じた地方交付税措置

3 当該圏域における税制上の特別措置の創設等

- 過疎法等が適用されない地域を対象に、生活基盤整備の促進を目的とした不動産等を取得する際の税制上の特別措置を創設
また、税制上の特別措置に係る地方税の減収分については、地方交付税による減収補てんへの対象化

- 圏域内の市町村に対する寄附金について、所得税と個人住民税で控除できる限度額を引き上げるなど**ふるさと納税制度の拡充**

<内閣府の概算要求>

- ◎ 地方の創生と人口減少の克服について、総合的に推進するための交付金 事項要求

【現状・課題等】

- ◎ 府内市町村の人口（京都市を除く） （単位：人）

市町村	平成 22 年人口	市町村	平成 22 年人口
京都市	1,474,015	南丹市	35,214
福知山市	79,652	木津川市	69,761
舞鶴市	88,669	大山崎町	15,121
綾部市	35,836	久御山町	15,914
宇治市	189,609	井手町	8,447
宮津市	19,948	宇治田原町	9,711
亀岡市	92,399	笠置町	1,626
城陽市	80,037	和束町	4,482
向日市	54,328	精華町	35,630
長岡京市	79,844	南山城村	3,078
八幡市	74,227	京丹波町	15,732
京田辺市	67,910	伊根町	2,410
京丹後市	59,038	与謝野町	23,454

※出典：国勢調査（総務省統計局）

- ◎ 地方中枢拠点都市の要件

- ①政令指定都市、中核市（地方自治法改正により人口 20 万人以上に要件緩和された中核市）
- ②昼夜間人口比率 1 以上 ほか
- ③三大都市圏の区域外に所在 ほか

※地方中枢拠点都市圏構想推進要綱から抜粋

【京都府の担当課】

政策企画部	戦略企画課	075-414-4334
総務部	自治振興課	075-414-4445
	税務課	075-414-4425